令和２年度事業計画

社会福祉法人　さとり

令和２年度法人事業計画及び施設における計画を次の通りとする

運営基本方針・保育方針・保育目標・保育内容

１．運営基本方針

児童福祉法を守り、保護者との連絡を密にし、情報公開･育児支援に努め､全ての子供達が公平・公正に、保育所保育指針を基本に行う。

２．保育方針

・自然に囲まれた保育の実現を目指す。
・保育を通じ、働く女性の子育てを支援する。
・地域や家庭との連携を基本とする保育を実現する。
・伝統行事に触れながら、家族や郷土への愛情を育み、心豊かな人間の育成を図る保育を実現する。

３．保育目標（めざす園児のすがた）

各園で目標を設定し、目指す子ども像を明確にして目標ごとに、一人ひとりの個性、感情、情緒を伸ばしていくよう援助します。

４．保育内容

通常保育として、集団生活を営む上で保育園は、子ども達にふさわしい環境を整え、専門の立場から一人ひとりのお子様のすこやかな発達を願って保育を実施し、よい生活習慣、バランスの取れた食事、子ども集団の中での遊びや様々な経験をつみ、乳幼児期に望ましい成長発達を促す。

また、端午の節句や桃の節句など、わが国や地域の伝統行事を実施し、家族･郷土･国への愛情を育み、感性豊かな人間の育成を目指す。

幼児期から様々な風習や伝統に接することにより、学齢期における「礼節」「規律」「道徳」「自律」形成の基本を養う保育を実施する。

さらに、時間外保育、延長保育、緊急一時保育、非定形一時保育、障がい児保育事業、地域育児センター事業、世代間交流などを実施し、園児だけでなく、近隣や家庭のニーズに対応し、開かれた保育を実施する。

短期計画・中期計画展望

短期計画（１年～３年）

法人	施設
・サービスの向上 利用者の満足度調査・アンケート 第三者評価の継続実施 ・組織の強化 マナー研修・保育インストラクターの育成 役割分担・責任体制の明確化 ・人材の育成と確保 実習生の積極的受入れ（学校定着化）	・子どもたちの気持ちを受け止め寄り添えるような環境を整える ・地域との交流や小中学校等との交流や職場体験の積極的受入れと継続 ・保護者が安心して働けるような心配りや、保育の様子が保護者に伝わるようなクラスだよりや写真を活用し充実させていく

中期計画展望（３年～５年）

法人	施設
・サービスの向上 各マニュアルの整備 災害時の備蓄品の整備 ・組織の強化 利用者のニーズを捉えた人材育成 資質の向上と意識の向上 ・人材の育成と確保 働きやすい環境の整備	・子どもたちの成長に応えられるような保育環境を整える ・地域との交流や小中学校等との交流や職場体験を定期的な事と位置付けながらも時代に合わせた交流になるよう継続していく ・保護者の多様な働き方に対応できるよう安心して働けるような心配りや、保育の様子が保護者に伝わるように手段方法を充実させていく

実施保育事業と運営施設

5．実施保育事業

ナーサリースクールＴ＆Ｙ南台

<table>
<tr><td rowspan="2">利用定員</td><td>０歳</td><td>１歳</td><td>２歳</td><td>３歳</td><td>４歳</td><td>５歳</td></tr>
<tr><td>９人</td><td>10人</td><td>10人</td><td>10人</td><td>10人</td><td>11人</td></tr>
<tr><td>保育事業</td><td colspan="6">・通常保育事業（延長保育・特別延長保育含む）
・障害児保育事業
・地域育児センター事業
・一時保育事業（相模原市の要綱及び指導に基づいて実施）</td></tr>
<tr><td>園長・主任保育士</td><td colspan="6">園長１人　　主任保育士１人</td></tr>
<tr><td rowspan="3">保育士</td><td>０歳</td><td>１歳</td><td>２歳</td><td>３歳</td><td>４歳</td><td>５歳</td></tr>
<tr><td>３人</td><td>２人</td><td>２人</td><td>１人</td><td>１人</td><td>１人</td></tr>
<tr><td colspan="6">上記人数を基本として、在園児数に対して次の割合以上の人数を配置する。０歳児　園児３人につき保育士１人以上　１、２歳児　園児６人につき保育士１人以上　３歳児　園児２０人につき保育士１人以上
４、５歳児　園児３０人につき保育士１人以上</td></tr>
<tr><td>嘱託医</td><td colspan="6">１人</td></tr>
<tr><td>嘱託歯科医</td><td colspan="6">１人</td></tr>
<tr><td>開所時間
月曜日から金曜日</td><td colspan="6">午前０７時００分から午後06時００分まで</td></tr>
<tr><td>土曜日</td><td colspan="6">午前０７時００分から午後０６時００分まで</td></tr>
<tr><td colspan="7">保育標準時間認定に関する最大保育時間（１１時間）
（基本的に保育を実施する時間は保育標準時間認定を受けた支給認定保護者が保育を必要とする時間内とする。）</td></tr>
<tr><td colspan="2">月曜日から金曜日の保育時間（１１時間）
土曜日の保育時間（１１時間）
延長保育時間</td><td colspan="5">午前０７時００分から午後０６時００分まで
午前０７時００分から午後０６時００分まで
午後０６時００分から午後０７時００分まで（土曜日はありません）</td></tr>
<tr><td colspan="7">保育短時間認定に関する最大保育時間（８時間）
（基本的に保育を実施する時間は保育標準時間認定を受けた支給認定保護者が保育を必要とする時間内とする。）</td></tr>
<tr><td colspan="2">月曜日から金曜日の保育時間（８時間）</td><td colspan="5">午前08時30分から午後04時30分まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">土曜日の保育時間（８時間）</td><td colspan="5">午前08時30分から午後04時30分まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">延長保育時間</td><td colspan="5">朝：午前０７時００分から午前０８時３０分まで
夕：午後０４時３０分から午後０７時００分まで（土曜日はありません）</td></tr>
</table>

利用料金ならびに支払い方法　ナーサリースクール T&Y 南台		
利用料（利用者負担）	保護者が居住する市町村が定める利用料	
標準時間認定延長保育料	延長保育利用時間	料金（月額／単位円）
	18：00～18：30	3,000 円
	18：00～19：00	5,500 円
	上記時間以上ならびに申請のない園児の特別延長利用：30 分につき 450 円 定期利用者（19：00 迄契約者）以外の利用者に関しては 18：30 にタ補食代（1 回 100 円）が別途かかります。 前月申請に限り月額料金、月内での回数から月額への変更不可	
利用料（利用者負担）	延長保育利用時間	料金（月額／単位円）
短時間認定延長保育料	07：00～08：30	10,000 円
	07：30～08：30	5,500 円
	08：00～08：30	3,000 円
	16：30～17：00	3,000 円
	16：30～17：30	5,500 円
	16：30～18：00	7,500 円
	16：30～18：30	10,000 円
	16：30～19：00	12,500 円
	上記時間以上ならびに申請のない園児の特別延長利用：30 分につき 450 円 定期利用者（19：00 迄契約者）以外の利用者に関しては 18：30 にタ補食代（1 回 100 円）が別途かかります。 前月申請に限り月額料金、月内での回数から月額への変更不可	
主食提供	月額　1,000 円	
副食費	月額　4,500 円	
各種検査費用	実費徴収	
その他	その他についてはしおりを参照	
支払方法	市に直接納付する保育料を除きすべて電子マネー決済	

※福祉的配慮により上記の金額は徴収しないことができる

南林間保育園

利用定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
	9人	12人	12人	15人	19人	19人
保育事業	・通常保育事業(延長保育・特別延長保育含む) ・障害児保育事業 ・地域育児センター事業 ・一時保育事業（大和市の要綱及び指導に基づいて実施）					
園長・主任保育士	園長１人　　主任保育士１人					
保育士	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
	3人	3人	2人	1人	1人	1人
	上記人数を基本として、在園児数に対して次の割合以上の人数を配置する。0歳児　園児3人につき保育士１人以上　1歳児　園児４人につき保育士 1 人以上　２歳児　園児６人につき保育士１人以上 3歳児　園児 15 人につき保育士１人以上 4、5歳児　園児３０人につき保育士１人以上					
嘱託医	１人					
嘱託歯科医	１人					
開所時間 月曜日から金曜日	午前０７時００分から午後06 時００分まで					
土曜日	午前０７時００分から午後０６時００分まで					
保育標準時間認定に関する最大保育時間（１１時間） （基本的に保育を実施する時間は保育標準時間認定を受けた支給認定保護者が保育を必要とする時間内とする。）						
月曜日から金曜日の保育時間（１１時間）	午前０７時００分から午後０６時００分まで					
土曜日の保育時間（１１時間）	午前０７時００分から午後０６時００分まで					
延長保育時間	午後０６時００分から午後08 時００分まで（土曜日はありません）					
保育標準時間認定に関する最大保育時間（8 時間） （基本的に保育を実施する時間は保育標準時間認定を受けた支給認定保護者が保育を必要とする時間内とする。）						
月曜日から金曜日の保育時間（8 時間）	午前08 時 30分から午後04 時 30分まで					
土曜日の保育時間（8 時間）	午前08 時 30分から午後04 時 30分まで					
延長保育時間	朝：午前０７時００分から午前０８時３０分まで 夕：午後０４時３０分から午後08 時００分まで（土曜日はありません）					

利用料金ならびに支払い方法		南林間保育園
利用料（利用者負担）	保護者が居住する市町村が定める利用料	
標準時間認定延長保育料	延長保育利用時間	料金（月額／単位円）
	18：00～18：30	3,000 円
	18：00～19：00	5,500 円
	18：00～19：30	7,500 円
	18：00～20：00	10,000 円
	上記時間以上ならびに申請のない園児の特別延長利用：30 分につき 450 円 定期利用者（18：30 以降の契約者）以外の利用者に関しては 18：30 にタ補食代（1 回 100 円）が別途かかります。 前月申請に限り月額料金、月内での回数から月額への変更不可	
利用料（利用者負担）	延長保育利用時間	料金（月額／単位円）
短時間認定延長保育料	07：00～08：30	10,000 円
	07：30～08：30	5,500 円
	08：00～08：30	3,000 円
	16：30～17：00	3,000 円
	16：30～17：30	5,500 円
	16：30～18：00	7,500 円
	16：30～18：30	10,000 円
	16：30～19：00	12,500 円
	16：30～19：30	15,000 円
	16：30～20：00	17,500 円
	上記時間以上ならびに申請のない園児の特別延長利用：30 分につき 450 円 定期利用者（18：30 以降の契約者）以外の利用者に関しては 18：30 にタ補食代（1 回 100 円）が別途かかります。 前月申請に限り月額料金、月内での回数から月額への変更不可	
主食提供	月額　1,000 円	
副食費	月額　4,500 円	
各種検査費用	実費徴収	
その他	その他についてはしおりを参照	
支払方法	市に直接納付する保育料を除きすべて電子マネー決済	

※福祉的配慮により上記の金額は徴収しないことができる

ナーサリースクールＴ＆Ｙ中央林間

<table>
<tr><td rowspan="2">利用定員</td><td>０歳</td><td>１歳</td><td>２歳</td><td>３歳</td><td>４歳</td><td>５歳</td></tr>
<tr><td>６人</td><td>12人</td><td>17人</td><td>17人</td><td>17人</td><td>17人</td></tr>
<tr><td>保育事業</td><td colspan="6">・通常保育事業(延長保育・特別延長保育含む)
・障害児保育事業
・地域育児センター事業
・一時保育事業（大和市の要綱及び指導に基づいて実施）</td></tr>
<tr><td>園長・主任保育士</td><td colspan="6">園長１人　主任保育士１人</td></tr>
<tr><td rowspan="3">保育士</td><td>０歳</td><td>１歳</td><td>２歳</td><td>３歳</td><td>４歳</td><td>５歳</td></tr>
<tr><td>２人</td><td>３人</td><td>３人</td><td>２人</td><td>１人</td><td>１人</td></tr>
<tr><td colspan="6">上記人数を基本として、在園児数に対して次の割合以上の人数を配置する。０歳児　園児３人につき保育士１人以上　１歳児　園児４人につき保育士１人以上　２歳児　園児６人につき保育士１人以上
３歳児　園児15人につき保育士１人以上
４、５歳児　園児３０人につき保育士１人以上</td></tr>
<tr><td>嘱託医</td><td colspan="6">１人</td></tr>
<tr><td>嘱託歯科医</td><td colspan="6">１人</td></tr>
<tr><td>開所時間
月曜日から金曜日</td><td colspan="6">午前０７時００分から午後06時００分まで</td></tr>
<tr><td>土曜日</td><td colspan="6">午前０７時００分から午後０６時００分まで</td></tr>
<tr><td colspan="7">保育標準時間認定に関する最大保育時間（１１時間）
（基本的に保育を実施する時間は保育標準時間認定を受けた支給認定保護者が保育を必要とする時間内とする。）</td></tr>
<tr><td colspan="2">月曜日から金曜日の保育時間（１１時間）
土曜日の保育時間（１１時間）
延長保育時間</td><td colspan="5">午前０７時００分から午後０６時００分まで
午前０７時００分から午後０６時００分まで
午後０６時００分から午後08時００分まで（土曜日はありません）</td></tr>
<tr><td colspan="7">保育標準時間認定に関する最大保育時間（８時間）
（基本的に保育を実施する時間は保育標準時間認定を受けた支給認定保護者が保育を必要とする時間内とする。）</td></tr>
<tr><td colspan="2">月曜日から金曜日の保育時間（８時間）</td><td colspan="5">午前08時３０分から午後04時３０分まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">土曜日の保育時間（８時間）</td><td colspan="5">午前08時３０分から午後04時３０分まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">延長保育時間</td><td colspan="5">朝：午前０７時００分から午前０８時３０分まで
夕：午後０４時３０分から午後08時００分まで（土曜日はありません）</td></tr>
</table>

利用料金ならびに支払い方法　ナーサリースクール T&Y 中央林間		
利用料（利用者負担）	保護者が居住する市町村が定める利用料	
標準時間認定延長保育料	延長保育利用時間	料金（月額／単位円）
	18：00～18：30	3,000 円
	18：00～19：00	5,500 円
	18：00～19：30	7,500 円
	18：00～20：00	10,000 円
	上記時間以上ならびに申請のない園児の特別延長利用：30 分につき 450 円 定期利用者（18：30 以降の契約者）以外の利用者に関しては 18：30 にタ補食代（1 回 100 円）が別途かかります。 前月申請に限り月額料金、月内での回数から月額への変更不可	
利用料（利用者負担）	延長保育利用時間	料金（月額／単位円）
短時間認定延長保育料	07：00～08：30	10,000 円
	07：30～08：30	5,500 円
	08：00～08：30	3,000 円
	16：30～17：00	3,000 円
	16：30～17：30	5,500 円
	16：30～18：00	7,500 円
	16：30～18：30	10,000 円
	16：30～19：00	12,500 円
	16：30～19：30	15,000 円
	16：30～20：00	17,500 円
	上記時間以上ならびに申請のない園児の特別延長利用：30 分につき 450 円 定期利用者（18：30 以降の契約者）以外の利用者に関しては 18：30 にタ補食代（1 回 100 円）が別途かかります。 前月申請に限り月額料金、月内での回数から月額への変更不可	
主食提供	月額　1,000 円	
副食費	月額　4,500 円	
各種検査費用	実費徴収	
その他	その他についてはしおりを参照	
支払方法	市に直接納付する保育料を除きすべて電子マネー決済	

※福祉的配慮により上記の金額は徴収しないことができる

若草保育園

<table>
<tr><td rowspan="2">利用定員</td><td>0歳</td><td>1歳</td><td>2歳</td><td>3歳</td><td>4歳</td><td>5歳</td></tr>
<tr><td>6人</td><td>16人</td><td>18人</td><td>23人</td><td>23人</td><td>23人</td></tr>
<tr><td>保育事業</td><td colspan="6">・通常保育事業(延長保育・特別延長保育含む)
・障害児保育事業
・地域育児センター事業
・一時保育事業（大和市の要綱及び指導に基づいて実施）</td></tr>
<tr><td>園長・主任保育士</td><td colspan="6">園長１人　　主任保育士１人</td></tr>
<tr><td rowspan="3">保育士</td><td>0歳</td><td>1歳</td><td>2歳</td><td>3歳</td><td>4歳</td><td>5歳</td></tr>
<tr><td>2人</td><td>4人</td><td>3人</td><td>2人</td><td>1人</td><td>1人</td></tr>
<tr><td colspan="6">上記人数を基本として、在園児数に対して次の割合以上の人数を配置する。0歳児　園児3人につき保育士1人以上　1歳児　園児4人につき保育士1人以上　2歳児　園児6人につき保育士1人以上
3歳児　園児15人につき保育士1人以上
4、5歳児　園児30人につき保育士1人以上</td></tr>
<tr><td>嘱託医</td><td colspan="6">1人</td></tr>
<tr><td>嘱託歯科医</td><td colspan="6">1人</td></tr>
<tr><td>開所時間
月曜日から金曜日</td><td colspan="6">午前07時00分から午後06時00分まで</td></tr>
<tr><td>土曜日</td><td colspan="6">午前07時00分から午後06時00分まで</td></tr>
<tr><td colspan="7">保育標準時間認定に関する最大保育時間（11時間）
（基本的に保育を実施する時間は保育標準時間認定を受けた支給認定保護者が保育を必要とする時間内とする。）</td></tr>
<tr><td colspan="2">月曜日から金曜日の保育時間（11時間）
土曜日の保育時間（11時間）
延長保育時間</td><td colspan="5">午前07時00分から午後06時00分まで
午前07時00分から午後06時00分まで
午後06時00分から午後07時00分まで（土曜日はありません）</td></tr>
<tr><td colspan="7">保育標準時間認定に関する最大保育時間（8時間）
（基本的に保育を実施する時間は保育標準時間認定を受けた支給認定保護者が保育を必要とする時間内とする。）</td></tr>
<tr><td colspan="2">月曜日から金曜日の保育時間（8時間）</td><td colspan="5">午前08時30分から午後04時30分まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">土曜日の保育時間（8時間）</td><td colspan="5">午前08時30分から午後04時30分まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">延長保育時間</td><td colspan="5">朝：午前07時00分から午前08時30分まで
夕：午後04時30分から午後07時00分まで（土曜日はありません）</td></tr>
</table>

利用料金ならびに支払い方法		若草保育園
延長保育料	令和２年度は公立保育園の料金に準じる	
利用料（利用者負担）	保護者が居住する市町村が定める利用料	
標準時間認定延長保育料	延長保育利用時間	料金（月額／単位円）
	18：00～18：30	3,000 円
	18：00～19：00	5,500 円
	上記時間以上ならびに申請のない園児の特別延長利用：30 分につき 450 円 定期利用者以外の利用者に関しては 18：30 にタ捕食代(1 回 100 円)が別途かかります。	
利用料（利用者負担）	延長保育利用時間	料金（月額／単位円）
短時間認定延長保育料	07：00～08：30	10,000 円
	07：30～08：30	5,500 円
	08：00～08：30	3,000 円
	16：30～17：00	3,000 円
	16：30～17：30	5,500 円
	１６：30～18：00	7,500 円
	16：30～18：30	10,000 円
	16：30～19：00	12,500 円
	利用承認を受けた場合の負担額：　月額欄 利用承認を受けずに利用した場合の負担額：　日額（一月に１回のみ。２回からは月額）	
主食提供	月額 1,000 円	
副食費	月額 4,500 円	
各種検査費用	実費徴収	
その他	その他についてはしおりを参照	
支払方法	市に直接納付する保育料を除きすべて電子マネー決済	

※福祉的配慮により上記の金額は徴収しないことができる

ナーサリースクールＴ＆Ｙこもれびの森

利用定員	０歳	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳
	６人	12 人	18 人	18 人	18 人	18 人
保育事業	・通常保育事業(延長保育・特別延長保育含む) ・障害児保育事業 ・地域育児センター事業 ・一時保育事業（相模原市の要綱及び指導に基づいて実施）					

園長・主任保育士	園長１人　　主任保育士１人					
保育士	０歳	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳
	２人	２人	３人	１人	１人	１人
	上記人数を基本として、在園児数に対して次の割合以上の人数を配置する。０歳児　園児３人につき保育士１人以上　１、２歳児　園児６人につき保育士１人以上　３歳児　園児２０人につき保育士１人以上 ４、５歳児　園児３０人につき保育士１人以上					
嘱託医	１人					
嘱託歯科医	１人					
開所時間 月曜日から金曜日	午前０７時００分から午後０６時００分まで					
土曜日	午前０７時００分から午後０６時００分まで					
保育標準時間認定に関する最大保育時間（１１時間） （基本的に保育を実施する時間は保育標準時間認定を受けた支給認定保護者が保育を必要とする時間内とする。）						
月曜日から金曜日の保育時間（１１時間） 土曜日の保育時間（１１時間） 延長保育時間	午前０７時００分から午後０６時００分まで 午前０７時００分から午後０６時００分まで 午後０６時００分から午後０７時００分まで（土曜日はありません）					
保育短時間認定に関する最大保育時間（８時間） （基本的に保育を実施する時間は保育標準時間認定を受けた支給認定保護者が保育を必要とする時間内とする。）						
月曜日から金曜日の保育時間（８時間）	午前08時30分から午後04時30分まで					
土曜日の保育時間（８時間）	午前08時30分から午後04時30分まで					
延長保育時間	朝：午前０７時００分から午前０８時３０分まで 夕：午後０４時３０分から午後０７時００分まで（土曜日はありません）					

利用料金ならびに支払い方法　ナーサリースクール T&Y こもれびの森		
利用料（利用者負担）	保護者が居住する市町村が定める利用料	
標準時間認定延長保育料	延長保育利用時間	料金（月額／単位円）
	18：00～18：30	3,000 円
	18：00～19：00	5,500 円
	上記時間以上ならびに申請のない園児の特別延長利用：30 分につき 450 円 定期利用者（19：00 迄契約者）以外の利用者に関しては 18：30 に夕補食代（1 回 100 円）が別途かかります。 前月申請に限り月額料金、月内での回数から月額への変更不可	
利用料（利用者負担）	延長保育利用時間	料金（月額／単位円）

短時間認定延長保育料	07：00～08：30	10,000円
	07：30～08：30	5,500円
	08：00～08：30	3,000円
	16：30～17：00	3,000円
	16：30～17：30	5,500円
	16：30～18：00	7,500円
	16：30～18：30	10,000円
	16：30～19：00	12,500円
	上記時間以上ならびに申請のない園児の特別延長利用：30分につき450円 定期利用者（19：00迄契約者）以外の利用者に関しては18：30に夕補食代（1回100円）が別途かかります。 前月申請に限り月額料金、月内での回数から月額への変更不可	
主食提供	月額　1,000円	
副食費	月額　4,500円	
各種検査費用	実費徴収	
その他	その他についてはしおりを参照	
支払方法	市に直接納付する保育料を除きすべて口座振替	

※福祉的配慮により上記の金額は徴収しないことができる

ナーサリースクールＴ＆Ｙ本郷

利用定員	０歳	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳
	６人	12人	15人	15人	15人	15人
保育事業	・通常保育事業(延長保育・特別延長保育含む) ・障害児保育事業 ・地域育児センター事業 ・一時保育事業（海老名市の要綱及び指導に基づいて実施）					
園長・主任保育士	園長１人　　主任保育士１人					
保育士	０歳	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳
	２人	３人	３人	１人	１人	１人
	上記人数を基本として、在園児数に対して次の割合以上の人数を配置する。０歳児　園児３人につき保育士１人以上　１歳児　園児４、５人につき保育士１人　２歳児　園児６人につき保育士１人以上 ３歳児　園児２０人につき保育士１人以上 ４、５歳児　園児３０人につき保育士１人以上					

嘱託医	１人
嘱託歯科医	１人
開所時間 月曜日から金曜日	午前０７時００分から午後０６時００分まで
土曜日	午前０７時００分から午後０６時００分まで
保育標準時間認定に関する最大保育時間（１１時間） （基本的に保育を実施する時間は保育標準時間認定を受けた支給認定保護者が保育を必要とする時間内とする。）	
月曜日から金曜日の保育時間（１１時間）	午前０７時００分から午後０６時００分まで
土曜日の保育時間（１１時間）	午前０７時００分から午後０６時００分まで
延長保育時間	午後０６時００分から午後０７時００分まで（土曜日はありません）
保育短時間認定に関する最大保育時間（８時間） （基本的に保育を実施する時間は保育標準時間認定を受けた支給認定保護者が保育を必要とする時間内とする。）	
月曜日から金曜日の保育時間（８時間）	午前08時30分から午後04時30分まで
土曜日の保育時間（８時間）	午前08時30分から午後04時30分まで

利用料金ならびに支払い方法　ナーサリースクール T&Y 本郷		
利用料（利用者負担）	保護者が居住する市町村が定める利用料	
標準時間認定延長保育料	延長保育利用時間	料金（月額／単位円）
	18：00～18：30	3,000 円
	18：00～19：00	5,500 円
	上記時間以上ならびに申請のない園児の特別延長利用：30 分につき 450 円 定期利用者（19：00 迄契約者）以外の利用者に関しては 18：30 に夕補食代（1 回 100 円）が別途かかります。 前月申請に限り月額料金、月内での回数から月額への変更不可	
利用料（利用者負担）	延長保育利用時間	料金（月額／単位円）
短時間認定延長保育料	07：00～08：30	10,000 円
	07：30～08：30	5,500 円
	08：00～08：30	3,000 円
	16：30～17：00	3,000 円
	16：30～17：30	5,500 円
	16：30～18：00	7,500 円
	16：30～18：30	10,000 円
	16：30～19：00	12,500 円
	上記時間以上ならびに申請のない園児の特別延長利用：30 分につき 450 円 定期利用者（19：00 迄契約者）以外の利用者に関しては 18：30 に夕補食代（1 回 100	

	円）が別途かかります。 前月申請に限り月額料金、月内での回数から月額への変更不可
主食提供	月額　1,000 円
副食費	月額　4,500 円
各種検査費用	実費徴収
その他	その他についてはしおりを参照
支払方法	市に直接納付する保育料を除きすべて電子マネー決済

※福祉的配慮により上記の金額は徴収しないことができる

ナーサリースクールＴ＆Ｙ本厚木

利用定員	０歳	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳
	６人	12 人	12 人	15 人	17 人	18 人
保育事業	・通常保育事業(延長保育・特別延長保育含む) ・障害児保育事業 ・地域育児センター事業 ・一時保育事業（厚木市の要綱及び指導に基づいて実施）					
園長・主任保育士	園長１人　　主任保育士１人					
保育士	０歳	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳
	２人	３人	３人	１人	１人	１人
	上記人数を基本として、在園児数に対して次の割合以上の人数を配置する。０歳児　園児３人につき保育士１人以上　１、２歳児　園児４、５人につき保育士１人以上　３歳児　園児１５人につき保育士１人以上　４、５歳児　園児２０人につき保育士１人以上					
嘱託医	１人					
嘱託歯科医	１人					
開所時間 月曜日から金曜日	午前０７時 30 分から午後06 時 30 分まで					
土曜日	午前０７時 30 分から午後０６時 30 分まで					
保育標準時間認定に関する最大保育時間（１１時間） （基本的に保育を実施する時間は保育標準時間認定を受けた支給認定保護者が保育を必要とする時間内とする。）						
月曜日から金曜日の保育時間（１１時間）	午前０７時 30 分から午後０６時３０分まで					
土曜日の保育時間（１１時間）	午前０７時 30 分から午後０６時３０分まで					
延長保育時間	午後０６時 30 分から午後０７時 30 分まで（土曜日はありません）					

保育短時間認定に関する最大保育時間（8時間） （基本的に保育を実施する時間は保育標準時間認定を受けた支給認定保護者が保育を必要とする時間内とする。）	
月曜日から金曜日の保育時間（8時間）	午前08時30分から午後04時30分まで
土曜日の保育時間（8時間）	午前08時30分から午後04時30分まで

利用料金ならびに支払い方法　ナーサリースクール T&Y 本厚木		
利用料（利用者負担）	保護者が居住する市町村が定める利用料	
標準時間認定延長保育料	延長保育利用時間	料金（月額／単位円）
	18：30～19：00	3,000円
	18：30～19：30	5,500円
	上記時間以上ならびに申請のない園児の特別延長利用：30分につき450円 定期利用者以外の利用者に関しては18：30に夕補食代（1回100円）が別途かかります。 前月申請に限り月額料金、月内での回数から月額への変更不可	
利用料（利用者負担）	延長保育利用時間	料金（月額／単位円）
短時間認定延長保育料	08：00～08：30	3,000円
	07：30～08：30	5,500円
	16：30～17：00	3,000円
	16：30～17：30	5,500円
	16：30～18：00	7,500円
	16：30～18：30	10,000円
	16：30～19：00	12,500円
	16：30～19：30	15,000円
	上記時間以上ならびに申請のない園児の特別延長利用：30分につき450円 定期利用者以外の利用者に関しては18：30に夕補食代（1回100円）が別途かかります。 前月申請に限り月額料金、月内での回数から月額への変更不可	
主食提供	月額　1,000円	
副食費	月額　4,500円	
各種検査費用	実費徴収	
その他	その他についてはしおりを参照	
支払方法	市に直接納付する保育料を除きすべて電子マネー決済	

※福祉的配慮により上記の金額は徴収しないことができる

みなみすがお保育園

利用定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳

	９人	15人	18人	19人	19人	20人
保育事業	・通常保育事業(延長保育・特別延長保育含む) ・障害児保育事業 ・地域育児センター事業 ・一時保育事業（川崎市の要綱及び指導に基づいて実施）					
園長・主任保育士	園長１人　　主任保育士１人					
保育士	０歳	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳
	３人	３人	３人	１人	１人	１人
	上記人数を基本として、在園児数に対して次の割合以上の人数を配置する。０歳児　園児３人につき保育士１人以上　１、２歳児　園児６人につき保育士１人以上　３歳児　園児20人につき保育士１人以上　４、５歳児　園児30人につき保育士１・フリー保育士４人以上					
嘱託医	１人					
嘱託歯科医	１人					
開所時間 月曜日から金曜日	午前０７時30分から午後06時30分まで					
土曜日	午前０７時30分から午後０６時30分まで					
保育標準時間認定に関する最大保育時間（１１時間） （基本的に保育を実施する時間は保育標準時間認定を受けた支給認定保護者が保育を必要とする時間内とする。）						
月曜日から金曜日の保育時間（１１時間） 土曜日の保育時間（１１時間） 延長保育時間	午前０７時30分から午後０６時３０分まで 午前０７時30分から午後０６時３０分まで 朝：午前07時00分から午前07時30分 夕：午後０６時30分から午後08時00分まで（土曜日はありません）					
保育短時間認定に関する最大保育時間（８時間） （基本的に保育を実施する時間は保育標準時間認定を受けた支給認定保護者が保育を必要とする時間内とする。）						
月曜日から金曜日の保育時間（８時間）	午前08時３０分から午後04時３０分まで					
土曜日の保育時間（８時間）	午前08時３０分から午後04時３０分まで					

利用料金ならびに支払い方法　　みなみすがお保育園		
利用料（利用者負担）	保護者が居住する市町村が定める利用料	
標準時間認定延長保育料	延長保育利用時間	料金（月額／単位円）
	7：00～07：30	1,000円
	18：30～20：00	30分ごとに月/1,000円

	定額利用者以外の特別園長利用：30 分につき 450 円Ｘ回数ただし、同一月内で３回以上延長保育を利用した場合、当該月額延長保育料を徴収する 定期利用者に関して 18:30 にタ捕食代として月額 1,500 円別途かかります 定期利用者以外の利用者に関しては 18:30 にタ捕食代１回 100 円が別途かかります	
利用料（利用者負担）	延長保育利用時間	料金（月額／単位円）
短時間認定延長保育料	07：00～07：30	1,000 円
	07：00～08：00	2,000 円
	07：00～08：30	3,000 円
	16：30～17：00	1,000 円
	16：30～17：30	2,000 円
	16：30～18：00	3,000 円
	16：30～18：30	4,000 円
	16：30～19：00	5,000 円
	16：30～19：30	6,000 円
	16：30～20：00	7,000 円
	短時間認定保育時間(8:30～16:30)以外の開所時間内での延長保育を利用された場合 30 分ごとに月額 1,000 円の延長保育料がかかります。 定額利用に関して 18:30 にタ捕食代として月額 1,500 円別途かかります 定額利用者以外の特別延長利用：30 分につき 450 円 定期利用者以外の利用者に関しては 18:30 にタ捕食代１回 100 円が別途かかります	
主食提供	月額　1,000 円	
副食費	月額　4,500 円	
各種検査費用	実費徴収はありません	
その他	その他についてはしおりを参照	
支払方法	市に直接納付する保育料を除きすべて口座振替	

※福祉的配慮により上記の金額は徴収しないことができる

６．事業日数

３６５日　休日祭日　　71 日　　開園日数　294 日

休　日　　年間休日　122 日　年末年始 12/29～1/3（６日間）　夏期休日　２日

７．健康管理

子ども一人ひとりの発育発達の個人差（個性）を考慮しながら、健康な生活習慣を身に付け、豊かな成長が遂げられるよう次の点に取り組みます。

１・日常養護・健康管理	２・病気の予防と早期発見	３・安全と事故防止
４・健康増進と保健指導	５・環境衛生	

８．年間保健行事

行事	回数
内科検診	相模原２園：月１回（０歳、１歳）年2回（２歳～５歳）大和３園・本郷・本厚木：年２回 みなみすがお：（０歳、１歳）２ヶ月に１回　（２歳～５歳）年3回
歯科検診	年２回（本郷：本厚木：みなみすがお　年１回）
身長・体重	月一回　頭囲・胸囲は南林間・若草以外年２回
尿検査	年１回　（みなみすがお：無し）

９．主な行事

毎月実施	季節実施
避難訓練　　お誕生会	園外保育（遠足）　七夕　運動会 世代交流　クリスマス　発表会　豆まき ひな祭り　お泊り保育　夏祭り クラッシックコンサート

10．子育て支援および育児支援

施設名	内容
ナーサリースクール T&Y 南台	育児・子育て相談・園内解放 体験交流・世代間交流
南林間保育園	育児・子育て相談・園庭解放 体験交流・世代間交流
ナーサリースクール T&Y 中央林間	育児・子育て相談・園内解放 体験交流・世代間交流
若草保育園	育児・子育て相談・園庭解放 体験交流・世代間交流
ナーサリースクール T&Y こもれびの森	育児・子育て相談・園庭解放 体験交流・世代間交流
ナーサリースクール T&Y 本郷	育児・子育て相談・園内解放 体験交流・世代間交流
ナーサリースクールＴ＆Ｙ本厚木	育児・子育て相談・園内解放

	体験交流・世代間交流
みなみすがお保育園	育児・子育て相談・園内解放 体験交流・世代間交流

職員処遇

11、健康管理

検診名	回数
健康診断	年1回
細菌検査（腸内）	月1回

12、職員会議

会議名	回数
職員会議（給食会議を含む）	月1回（年度末は2回）
未満児会議	月1回
以上児会議	月1回
園長会議	月1回
主任会議	月1回

13、新規採用他、各施設長承認、手当等について

新規施設開園があり、異動等もあるので、全施設において職員を募集し、面接・実習ののち、必要数を採用いたします。

① 以下の施設における施設長の承認を求めます

施設名	氏名
南林間保育園	加藤法子
ナーサリースクールＴ＆Ｙ	大澤みどり
ナーサリースクールＴ＆Ｙ中央林間	越智晴美
若草保育園	原田留里子
ナーサリースクールＴ＆Ｙこもれびの森	重田伸子
ナーサリースクールＴ＆Ｙ本郷	川澄尚子

ナーサリースクールＴ＆Ｙ本厚木	中村美津子
みなみすがお保育園	二見直美

② 定期昇給、管理職員給与及び理事会において議決の必要な手当てについて、以下の昇給及び手当の承認を求めます。

通常職員

定期昇給	職員給与のベア（ベース）
評価により（　1,000～3,000 円）昇給とする。	170,000 円とする。

管理職職員給与に関して
以下の年俸制とする。
園長

本俸	320 万円（年額）
役職手当	30 万円（年額）
能力手当	査定により 0～200 万円（年額）
園長経験年数加算	1 年につき 8 万円

主任

本俸	280 万円（年額）
役職手当	20 万円（年額）
能力手当	査定により 0～100 万円（年額）
主任経験年数加算	1 年につき 4 万円

非常勤職員昇給に関して
以下の時給とする

保育補助（保育士資格なし）	時給で 1,020 円を基本とする。
保育補助（保育士資格あり）	時給で 1,150 円を基本とする。

14. 職員研修について

法人は、園、内外の研修・講習会への参加を積極的に促すことにより保育士個々の、現場でのスキルアップや自己啓発、後進指導などキャリアアップを図る為、次のとおり、

課題、階層別目的とし、各施設長の判断に応じて必要な研修を受講させ、また正規職員においては外部研修に関しては一人 1 研修以上受講させることとし、報告、自己評価を含め行っていきます。

・課　　題

①園の運営方針の理解と実践

②職員の危機管理対応能力の向上

③各担当の職務に合った自己評価と資質の向上

以上の３つの課題を念頭に置き、参加・受講をしていきます。

・参加受講目的

施設長	・県や協会の主催する設置者研究会での運営と施設管理の研究
	・子育てに関する、地域社会/教育環境を整えるための現状の把握と情報収集
	・日本保育協会・全国私立保育園連盟への参加と保育制度の実情の把握と研究
	・幼稚園と保育所の連携の取れた子ども園運営のための現場と行政計画の把握
	・各経営研修を通し、健全運営のための経理/会計の実務の合理化とその研究
	・安全管理を向上すめる為の、防災・衛生・交通・保険のセミナー等への参加
	・特別支援サービス向上のための臨床/発達心理学・ｶｳﾝｾﾘﾝｸﾞ技術の研究
主任保育士	・運営方針を理解し、自己評価と園の目標を合わせ保育現場の向上に努める
	・他の職員・保護者に信頼されるｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ能力と判断力向上
	・現場経験を活かした高い専門性を保つ為の継続的・自主的な保育内容の研究
	・県内外の他の保育園・子ども園への視察研修、海外研修も必要により計画
	・職場管理のための安全・衛生・消防・防犯等の研修と各ﾏﾆｭｱﾙの理解と伝達
	・現在の保育制度・保育運営の在り方への積極的な理解と実態の把握
	・実践研究を踏まえながら、保護者に求められる保育内容の見直しと計画
乳児担当保育士	・乳児の授乳方法・発育/発達に合わせた抱き方・衣服/着せ替え等
	・発達心理に基づく母親と乳児の関係とその重要性についての理解
	・生理学的な乳児の歯の生え替わりと体の発育についての理解
	・物理療法的な視点からの乳児のほふくと歩きだし・立ち方について
	・衛生管理/感染予防に関する手の洗い方/テーブル/容器の煮沸消毒等
	・救命の手順と AED の使い方についての実習
	・自己評価の実施から各保育士の目標を設定、自己の課題を念頭に置いた保育

幼児担当保育士	・子どもと家庭の連携を図るため各家庭環境と地域社会の理解と研究
	・社会的子どもの問題、幼児虐待等の研修と現場の子どもの状態の把握
	・危機管理対策/健康管理/衛生管理/防犯防災/事故防止/個人情報保護の理解
	・各管理マニュアルの理解と実践のためのテーマに沿った研修の実施
	・自己評価に基づく各保育士の課題づくりと自己目標に合わせた保育の実現
	・経験年数や本人の専門性に合わせた保育技術の向上と保育計画の見直し
	・コミュニケーションとチームワーク向上のため共同作業での目標設定と実行

15、参加研修・講習

外部研修・講座

部門	研　修　名	受　講　者
キャリア別	新任保育士研修	保育経験がない・経験が浅い保育士
	中堅保育士研修	中堅保育士（２年目から３年目以降）
	主任保育士講座	各園主任
	園長・施設長講座	各園園長
年齢別	０歳児・１歳児・２歳児・３歳児保育研修	各年齢児クラス担当保育士
	４・５歳児保育研修	クラス担当保育士
専門講座	インクルーシブ保育研修	担当保育士
	乳児保育講座Ａ・Ｂ	担当保育士
地域支援	乳幼児救急法研修	保育士
	乳児救急法研修	保育士
	子育て支援専門講座	担当保育士
部門別	食育・アレルギー対応研修	中堅保育士
	保健衛生安全対策	中堅保育士
	子ども虐待防止研修	保育士
	障害児保育研修	保育士
キャリアアップ	保育所等職員の健康について	中堅保育士
	キャリアアップ研修マネジメント	中堅保育士
	苦情解決の取組Ⅰ・Ⅱ	中堅保育士
	安全と子どもの見守り	中堅保育士
	保育士の育成	中堅保育士

特別セミナー ・運動遊び・表現活動・保育素材・ ・伴奏法・リトミック・保育研究等	保育経験が浅い保育士 中堅保育士

園内研修

研　　修　　名	対　　象　　者
各研修、講習参加者による報告研修会 ・個人情報守秘義務、ハラスメント・ 職員の心得、新人研修・ヒヤリハット・ 防災等・感染症の対応・安全衛生等	保育士

・研修・受講報告

各研修や講座受講後は必ず文書による報告書を提出する事を義務づけ、現場に有用な研修・講座はさらに次年度参加研修に検討を行っていく。また、他の職員との新しい情報の共有を含め、園内研修なども研修・講座参加者を講師として行っていきます。

・自己評価

各園では学校評価に基づく職員への自己評価を実施します。

自己評価を実施することによって、年度内の園の教育目標を定めると共に、各職員の職務に対応した課題を特定し見つけることが出来、研修や講座を受ける時にも自ら学ぶと言った「意欲」の向上につながっていくと考え行うものとします。

16．その他について

令和２年度は人員募集のスキーム並びに研修制度の確立を、本部において第一義の目標とし、そのための各種研修の充実並びに本部機能の強化を実施します。